

2020年5月8日

## 日本放送協会放送受信規約および日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた、日本放送協会放送受信規約および日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更について、本日、総務大臣の認可を受けました。

いずれも施行日は2020年5月8日です。

### 【変更の概要】

#### ○ 日本放送協会放送受信規約の一部変更

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により放送受信料の支払いが困難な状況となる受信契約者が多数発生することが見込まれるため、支払いを猶予する措置として、2020（令和2）年4月から2021（令和3）年3月までの6期間については、延滞利息の支払いを不要とし、また、当該期間は延滞利息の発生要件である「放送受信料の支払いを3期分以上延滞したとき」の期間に通算しないこととします。

#### ○ 日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼし、またはそのおそれがある場合において、免除すべき放送受信契約の範囲、免除の期間等につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたものを、放送受信料の免除の対象とします。

具体的な免除の内容については、総務大臣の承認後、NHKホームページ等で周知いたします。